

事故発生防止のための指針

1 基本方針

福祉用具貸与事業所 江津湖ケアサービス（以下「事業所」という。）は、利用者の尊厳と権利を最大限に尊重し、虐待のない環境ですべての利用者が安心して暮らせるよう、介護事故防止の体制、基本事項、事故発生時の対応及び留意事項を定め、すべての従業者が協力して本指針に従い、利用者の安全と福祉のために尽力し業務にあたることとする。

2 介護事故防止に関する基本的な考え方

日常業務の中で介護事故を防止するため、事業所における介護事故防止策を検討するうえで、職種、部門等を問わず、職員全員が共通して認識しておくべき事項を次に定める。

（１）職員は常に危機意識を持ち業務にあたること。

・介護業務は常に危険と隣り合わせにあり、介護事故はいつでも起こりうるものであることを十分に認識し危機意識を持ち業務にあたる必要がある。

（２）利用者優先の介護の徹底

・質の高い介護は、利用者優先の介護が基本である。利用者への配慮が欠けた時に介護事故が発生することを認識する必要がある。

（３）介護業務における確認、再確認等を徹底すること。

・すべての介護業務には事前に確認することが不可欠であり、確認については自身一人ではなく、複数名による確認を行い、業務過程での疑問等は上長等に相談するなどの再確認を行い、理解してから業務を行う必要がある。

（４）円滑なコミュニケーション

・利用者、家族とのコミュニケーションには十分配慮し、言葉遣いは丁寧にわかりやすく誠意をもって対応し、説明にあたっては、その内容が十分理解されるよう配慮することが必要である。

（５）記録は正確かつ丁寧に記載する

・介護記録の正確な記録は、事故防止に役立つとともに、事故が発生した場合においても適切な対処ができる。正確かつ丁寧な記録を習慣づけ、他者からのチェックを受け、介護の質の向上に繋げることが大切である。

（６）自己健康管理と職場のチームワークを図る

すべての職員は自己の身体的、精神的管理をおこない、不調の場合は特に慎重に業務に従事することが大切である。職場におけるチームワークにおいては、職場環境の問題点を明確にして早期に解決策を打ち出すことが重要である。

3 介護事故防止のための体制

事業所で発生したインシデント、事故に対する報告の方法、再発防止のための対策を検討する事故防止委員会の設置と役割についての基本事項を次に定める。

(1) 事故防止員会の設置を役割

①事故防止委員会は、事業所で事故再発を繰り返さないことを目的とし事故発生状況の情報を集約するとともに、迅速に事故の発生から、事故への対応、事故の原因究明、事故の検証等、一連の流れを構築し実践する。職員の事故防止に対する意識を高め、組織内における発生の低減を図る。

(2) 報告（事故報告書、ひやりはっと報告書）について

① 事業所内外で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが、介護事故が発生しそうな場合及び現状を放置しておくこと介護事故に結びつく可能性の高いもの（ひやりはっと報告）に関して、別紙に定める様式で報告を行う。報告は報告者の責任を問うものではなく、介護事故の再発防止のための重要な情報として活用する。

② 職員はひやりはっと、介護事故を経験した場合、速やかにその内容を記載した報告書を提出する。報告にあたっては、報告内容（状況、理由、原因、改善策）等を当事者と関係者で十分に検討する。

③ 報告書の提出後、事故防止委員会で改善等の検討をおこない、報告書の内容・改善策を職員に周知し再発防止に役立てる。

④ 報告書の記載はわかりやくす、正確かつ丁寧に記載する。

(3) 介護事故発生の対応

① 応急処置・初期処置

・介護事故が起きた場合、利用者に対し可能な限りの応急処置を行う。看護職員がいる場合は連携を図りながら最善の処置をおこない、看護職員が不在の場合は電話連絡等で必要な指示を仰ぐ。必要に応じ救急搬送の対応をおこなう。

② 協力医療機関・主治医への連絡

・事業所での対応が難しい場合、協力医療機関・主治医へ速やかに連絡し、必要な指示を仰ぐ。

③ 事業所内報告（事故発生報告書）

・速やかに管理者に報告し、今後の対応方法等について検討、実施する。

④ 利用者及び家族への説明

・事故発生後、速やかに利用者、家族に誠意をもって説明する。事業所の過誤の有無、利用者への影響などの説明は慎重かつ正確におこなう。

⑤ 事故報告書の作成と報告

・利用者への対応が完了した後、速やかに事故原因、事故状況、対応方法を詳しく報告書へ記載する。

⑥ 行政機関への報告

・重大な介護事故（受診を必要とした場合など）については、速やかに保険者に報告する。

（４）事故防止のための教育

事故発生内容等の適切な知識を普及・啓発し、組織的に安全管理を徹底させていくために定期的な研修を実施する。

① 事故発生防止研修（施設系は年２回 その他年１回）

② 採用時

４ 指針の閲覧

本指針は、職員、利用者及びその家族等に対しても、必要に応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。また、事業所のホームページ等にも公表するものとする。

附則

本指針は、令和６年４月１日から施行する。